日本科学者会議
福岡支部ニュース

No. 237

2016 年 4 月 20 日発行

●日本科学者会議事務局

〒113-0034　東京都文京区湯島 1-9-15
Tel: (03) 3812-1472

●福岡支部事務局

〒819-0395 福岡市西区元岡 744
九州大学・基幹教育院
小早川義尚　気付け
〈TEL〉092-802-6014
〈E-mail〉fukuoka@jsa-fukuoka.sakura.ne.jp
〈郵便振替〉福岡 01790-1-5576
〈支部 HP〉http://jsa-fukuoka.sakura.ne.jp/index.html

目次　　ページ

1　日本科学者会議福岡支部第 46 回定期大会(5 月 15 日)の案内　1
2　福岡支部講演会(5月15日)の案内　2
3　福岡核問題研究会(3/26)の報告　3
4　生命倫理研究会(3/4)の報告　4
5　「子ども食堂サミットin ちくご」(3/20)の報告　4
6　北九州分会例会(3/18)　「「情報」の機能と価値」の報告　5
7　『日本の科学者』読書会(4/11)「４月号特集：立憲主義・民主主義・平和主義を取り戻す」の報告　6
8　例会等の案内　7
8-1　福岡核問題研究会（4月23日）「非常事態のもとでの原子力防災体制」
8-2　『日本の科学者』５月号 読書会（5月9日）「５月号特集：エネルギー自立社会構築に向けて　大学はいかに地域のモデルになりうるか」
8-3　北九州分会　2016年度第1回例会（5月28日）「世界の原発産業と日本の原発輸出」
8-4　『日本の科学者』６月号 読書会（6月13日）「６月号特集：「ひきこもり」研究は今」

１．日本科学者会議福岡支部第 46 回定期大会の案内

前号の支部ニュースでもお知らせしましたが、日本科学者会議福岡支部第４６回定期大会を下記の通り開催します。定期大会終了後は、例年通り講演会を開催します（同じ会場です)。会員の皆様のご出席・参加をお願いします。また、講演会につきましては周りの方にもお誘いの声をおかけください。

欠席される場合は下の委任状（e-mail での送付可）を提出してください。なお、例年通り、委任状を出されずに欠席された場合は、議決権を議長に委任したものと見なします。

記

日　時：　2016 年 5 月 15 日（日）14:00～15:00（開場 13:30）

場　所：　久留米大学福岡サテライト・天神エルガーラオフィス 6 階（国体道路側入口より）

議　事：　2015 年度支部活動報告
2015 年度支部会計報告
2016 年度支部活動計画
2016 年度支部予算案

---------- 委　任　状 ----------

私、日本科学者会議福岡支部会員（　　）は、第 46 回定期大会における議決権を（　　）に委任します。

2016 年　　月　　日

（代理人の記入がない場合は議長委任となります。）

２．福岡支部講演会の案内

日本科学者会議福岡支部講演会

日時：　5 月 15 日（日）15:30～17:00（開場 15:10）

会場：　久留米大学福岡サテライト・天神エルガーラオフィス 6 階（国体道路側入口より）

講師：　石川捷治氏　（九州大学名誉教授）

講演題目：　現在の情勢をどのように読み解くか――参院選挙を前に

内容：　今日、私たちは戦後最大の歴史的分岐を迎えている。安倍政権の暴走が続き、3 月 29 日には戦争法が施行された。安保法制（戦争法）廃止の運動も「市民革命的状況」を先駆的には生みだしつつ展開している。参院選挙を前にした現状と展望を如何に捉えるべきだろうか。

今回の選挙は、市民運動と野党共闘の前進のなかで、「政治は変えられる」という希望が広がり、有権者の投票行動に大きな変化が起こる可能性もある。この情勢をどのように読み解くか、みんなでご一緒に考えてみたいと思います。

（会場案内地図）久留米大学福岡サテライト・大丸福岡天神店東館エルガーラ 6 階

３．福岡核問題研究会（3/26）の報告

核問題研究会は以下のように3月例会を行った．その内容を報告する

◆3月例会
日時：2016年3月26日（土）14:00～16:30
内容：（１）大津地裁の内容について　　報告：伊佐智子氏（久留米大学講師）
　　（２）玄海原発の再稼働を阻止するために　報告：中西正志氏（元燃焼炉設計技術者）

3月例会において，２つの話題をそれぞれ伊佐智子氏と中西正志氏から提供していただいた．まず，伊佐氏には，3月9日に大津地裁において出された高浜原発3, 4号機についての再稼働禁止仮処分決定の内容を報告いただいた．大津地裁は，高浜原発のある福井県の隣県の地裁である．その決定内容は，「１．債務者（関西電力）は高浜原発3, 4号機を運転してはならない．２．申立費用は，債務者の負担とする」というものである．裁判は，①主張立証責任の所在，②過酷事故対策，③耐震性能，④津波に対する安全性能，⑤テロ対策，⑥避難計画などに対して争われた．主要な点での判決内容を以下に示しておく．

①主張立証責任の所在について，決定では，最終的な主張立証責任は債権者（住民側）にあるが，原子炉施設の安全性に関する資料をすべて保持している債務者（関西電力）は，自ら依拠した根拠や資料を明らかにすべきで，その点についての主張・疎明（裁判用語，説明のこと）が十分になされないのであれば，その判断に不合理な点があると推論せざるを得ないとしている．また，原子力規制委員会の設置許可は，十分な検討をした主張・疎明にはならないとしている．

②過酷事故対策について，決定はまず，甚大な災禍をもたらした福島原発事故は原発の危険性を具現化したものであり，原因究明も進んでいないとし，明確になったのは，津波対策が不十分だったことのみで，他の対策がすべて検討されたか不明であるとしている．その上で，過酷事故発生に備え，一定の安全対策はあるが，その備えで十分とはいえない，相当の根拠・資料に基づいた疎明がなされていないとしている．

④津波に対する安全性能については，1586年の天正地震により大津波が押し寄せたとの記載があり，津波堆積物調査やボーリング調査の結果で，大規模な津波が発生したと考えられないと言っていいか，疑問なしとしないとしている．⑤テロ対策については，第三者の不法侵入などについての安全対策は必要であるが，大規模テロ攻撃への対応策は国によって対応されるべきものとしている．

本事案の今後予想される司法手続きは，関西電力が異議申し立てをすれば大津地裁で異議審となり，その判決のあと敗者が抗告すればさらに大阪高裁での抗告審での裁判ということになるということである．

今回の大津判決の意義は，決して小さいものではない．これまで私たちは再稼働させないためにどう運動するかという観点でものを考えてきたよう思うが，それがすべてではないということが明らかになったということである．運転差し止め仮処分決定で再稼働されてからでも仮処分を勝ち取ることができる可能性があるということが分かったということである．さらに言えば，玄海原発の佐賀県の隣県である福岡県民であってもそのような差し止め訴訟を福岡地裁に提訴することができるということである．もちろん，長崎県民でも熊本県民でも可能です．電力会社は，そのようなすべての裁判に全勝しなければ運転を続けることはできないということである．

次に，中西氏に玄海原発の再稼働を阻止するための戦略戦術についての報告をしていただいた．国際原子力機関（IAEA）の深層防護の考え方を正確に理解することが大切である．深層防護は，次の５つの層からなる．

第一層：異常運転および故障の防止
第二層：異常運転の制御および故障の検出
第三層：設計基準内の事故の制御
第四層：事故進展の防止およびシビアアクシデントの影響緩和策
第五層：放射性物質の放出による放射線影響の緩和

この５つの各層の防護は，それぞれが独立して効力を発揮することが深層防護の基本である．例えば，第三層までの防護があるからといって，第四層の防護が十分でなくてよいということにはならない．同様に，第四層までの防護があるからといって，避難計画を含む第五層の防護を考えなくてよいということにはならない．しかし，日本の原子力規制委員会が策定した新規制基準には第四層の対策が不十分にしか対策されていない．また，第五層は，はじめから考慮されていない．このような点を正確にたくさんの市民に講演会や公開討論会などで伝えていくことが大切である. さらに, 関係する地方自治体の議会や首長などへの積極的な要請活動なども重要であろう.

（報告者：三好永作）

４．生命倫理研究会（3/4）の報告

3 月 4 日に西南学院大学の学術研究所において生命倫理研究会が開催されました。今回は、小早川が「九州大学の基幹教育における生命倫理関連のテーマ（生物界における境界 −人間とヒト以外の生物との境界を考える−、生命の境界 −人間の生命における境界を考える−）を掲げた課題協学授業の紹介」と題して大学での生命倫理関連のテーマを扱った授業に関連させて話題提供を行い、その後約 20 名の参加者と討議が行われました。提供した話題の要旨は以下の通りです。

『九州大学では､2014 年度よりそれまでの全学共通教育に替えてアクティブラーナーの育成を目指す基幹教育を始めました。その中の中心的な科目の 1 つに「課題協学」があります。専門分野の異なる 3 名の教員が一つのクラスを担当し、各々異なった視点から、教室テーマに沿い、かつ、グループ学習に適した題材（協学課題）を提供します。授業では受講生が協学課題を考えるために必要となる講義に加えて個人演習やグループ作業を実施し、幅広い視野をもって問題を発見する姿勢や問題の解決を目指して学び続ける態度と技能、専門を異にする他者と協働できる能力を養うことを目的としています。

今回は、その中で生命倫理関連のテーマを取り上げた授業の事例報告を行った。「人間とヒト以外の生物との境界を考える(2014 年度後期)」、「人間の生命における境界を考える(2015 年度後期)」という 2 回の授業実践に基づいて、具体的に受講生グループが取り上げたテーマに関して、担当教員としての見解も含めながら、実際に受講生が行った協学の報告から見えてくる今の大学生の考え方の一端を紹介した。

具体的に受講生の取り上げたテーマには、「人間と馬との関係」、「ハツカネズミ」、「ヒトとニワトリの関係」「人間とイヌの関係(ペットの殺処分)」、「人間とタヌキの共存」等々、また「出生前診断」、「代理母」、「クローン人間」、「人格について」などがあった。

話題提供の後、議論では主に動物と人間との関係に関する倫理的問題、動物に権利を認めるべきか、現実的な動物の扱いはどうあるべきかなどの問題について話題が集中し様々な意見が出されました。引き続く懇親会の場では、大学での新しい授業形態に関する情報交換や議論が活発に行われました。

（報告者：小早川義尚）

５．「子ども食堂サミット in ちくご」（3/20）の報告

3 月 20 日えーるピア久留米で「子ども食堂サミット in ちくご」が、他団体と共催で、開催された。西日本新聞にサミット開催の予告が紹介されたことも幸いして、主催者の予想を超える 70 余名の参加があった。

子どもの貧困とその救済策の 1 つとしての「子ども食堂」の開催が各地で始まっている。またこれから始めたいという方々もおられる。先進的に始めたグループの報告と、これから始めたい方々の意見交換の場となった。

事例紹介の 1 つは、「安武子ども食堂」を中心的に担っている緒方麻美さんからの報告。久留米市安武は、農村地域であり、住民間の米や農産物の相互援助が自然に生まれる土壌もあって、この「子ども食堂」が開設されている。安武では子ども食堂より先に高齢者対象の食事提供や障害者福祉施設での住民交流が盛んである。

もう１つの報告は、子どもの貧困問題を考えるボランテア団体「ボナペテイ」事務局長の田町菜穂子さんである。この団体は、無料で開催されている高校受験生支援塾に対して「おにぎり」などを提供してきた。またこの団体は「おにぎり支援」などのために、「フードドライブ」をはじめた。「フードドライブ」では家庭から提供された食料を集めて、必要とする子ども達や家庭に届ける仕組みである。この団体は、個人でやっている「子ども食堂」へも食材を届けている。

参加者からは、「自分たちも子ども食堂をはじめたい」、「少し規模の大きい家庭菜園をやっているので、農産物を提供したい」などの発言があった。「子ども食堂」を支援したい、と言う参加者も少なくなかった。今後可能な地域から「子ども食堂」を開催してもらいたい。筑後地域全体をカバーする「フードバンク」の必要性や公的支援の必要性とあり方が論じられた。

（報告者：福岡環境研・河内俊英）

６．北九州分会例会（3/18）の報告

◆北九州分会　2015 年度第 3 回例会
日時：3 月 18 日（金）18：00 から 20：00
会場：西小倉市民センター２階　会議室２
話題提供者：棚次 奎介氏
題目：「情報」の機能と価値
概要：

現代が「産業革命」に匹敵する「情報革命」の時代と言われて久しいが、情報とは何かを明らかにしておく必要がある。その第一歩として情報はどのように機能し、どのように価値をもたらすかを考える。

「情報」を概観してみると、情報の量とは、起こりにくい情報ほど価値が高いとすると情報量はその出現確率で割って得られる。情報は物質とエネルギーを担い手とするがそれらそのものではない。情報は、広く生物において欠かせないもので、生物の受容機構を経由して情報の意味を持つ。情報の定義はいろいろあるが難しい。

情報の健全性と価値：健全性は普遍性と独立性にある。情報の普遍性(現実と相応関係が説明可能であること)と独立性(利害関係、権力関係に縛られないこと）があること。有用性は、利用者が活用して何らかの益が得られること。情報の価値は、健全性、有用性に優れたものが高い。情報のゆがみー真実からの乖離の例は安倍政権に見られる。「積極的平和主義」は本来、平和を希求する行為なのに、戦争準備を隠す言葉になっている。「保育士を叙勲する」は、待遇改善の問題をすり替えている。など。

情報システム：システムとは、複数の要素が有機的に関係し合い、全体としてまとまった機能を発揮している要素の集合体、組織、系統、仕組みであり、機能性を持つ系ともいえる。システムの機能とは目的を実現するために対象に働きかけることである。システムが働くためには情報過程を必然とし、情報はシステムの目的実現のために活用される。制御システムについて、フィードバック制御は、ある目標の下、評価し、制御対象に作用し、結果を得て、その結果の情報を検出し評価する。その循環過程で進む。PDCA 方式は、計画（Plan)）があり、実行し（Do)、評価し（Check)、改善・処置し（Action)、再び計画に戻って進めるという循環過程である。

実践過程は、目標を持って意識的に対象に働きかけることである。外向実践過程(外に働きかけ

ること）と内向実践過程（内部思考など内向きの過程）がある。コンピュータは実践できない（コンピュータは自らプログラムを書き直すことができないので）。人間がコンピュータを利用して実践する。内向的実践過程を通して、システムの自己言及的スパイラルが生成され、発展、創造などが実現する。

今後の課題としては、弁証法の論理定式化、内向実践過程の精密化、情報価値に対する一般的評価基準の問題、情報の取り扱いにおける人間と他動物との違い、マン･マシーン･システムにおける実践、情報独占と情報公開、などの問題がある。

（報告者：秋貞英雄）

７．『日本の科学者』読書会（4/11）の報告

◆４月号読書会　「＜特集＞立憲主義・民主主義・平和主義を取り戻す」

以下は 4 月 11 日（月）の読書会において報告されたレジュメをもとに『日本の科学者』読書会の様子を編集したものです.

大日方純夫著：「「戦後 70 年」における戦争認識・平和認識の課題ー過去・現在・未来のなかで」

戦争は常に「平和」のために行われる．かつて日清戦争は「東洋の平和」のため，日露戦争は「極東の平和」のため，そしてアジア太平洋戦争は「東亜永遠の平和」のために行われた．それらとおなじように，安倍首相の「積極的平和主義」は「平和」の名による軍事力行使の正当化にほかならないという．平和を主体的に構築していくためには，事実にもとづいて戦争認識を磨いていくことが欠かせない．そのためにも，消された加害の焦点である慰安婦記述を教科書に取り戻すことは，市民的権利であり，義務でもあるという．慰安婦問題は，ジェンダーの視点を介して日本社会の質を問う問題である．「政府の行為」による戦争を阻止することは，主権者「国民」の未来に対する責任であり義務でもある．そして，アジアに対する「日本国民」の戦争責任を明確にしていく道であると著者は論じている．（報告：T.Y.）

植野妙実子著：「立憲主義と国家緊急権」

憲法およびフランス公法の専門家が，立憲主義の立場から国家緊急権の規定をどのように扱うべきかを論じている．自民党は憲法に「緊急事態条項」を新設することを狙っている．緊急事態条項については，自民党のみならず多くの党が憲法に設けることに賛成している．今後，憲法改正に関して，緊急事態もしくは国家緊急権についての議論が活性化することが予想される．国家が平時とは異なり権力の集中や人権の制限を可能とするのが国家緊急権である．大日本帝国憲法では非常事態への対処としての戒厳(14 条)，非常大権(31 条)，緊急勅令(8 条)などの規定があり，その乱用により国民が弾圧され戦争への道を突き進んだ. 自民党の憲法草案では 98 条に緊急事態宣言が定められている．しかし，緊急事態宣言の根拠が広範に過ぎ，判断基準も明確でない．そして何よりも緊急事態宣言やそのもとでの政令・処分などの措置の適正さをはかる機関や手続きや責任追及の仕組みも明らかでない．もともとこのような責任追及などの制度が未確立な日本で国家緊急権を認めることは危険である，と著者は断言する．（報告：F.Y.）

金子勝著：第九条の永久保存のために一「第九条の国」から「安保の国」への転換点に立って

安倍政権は，集団的自衛権の行使を認める安保法制（＝戦争法）により，いかなる戦争もいかなる武力行使もしない「第九条の国」から米国に従属して世界中で侵略戦争する「安保の国」に日本を転換させた．「第九条の国」とは，国民に平和のうちに生存する権利を保障する国であり，「安保の国」とは，対外的には侵略戦争を行い，対内的には国力と国民をその侵略戦争に総動員できるように国民主権も民主主義も抹殺する国である．21 世紀という時代は，①すべての人と生物に平和のもとで幸福になる権利があり，②すべての紛争は話し合いで解決するのが普遍となる時代である．また③戦争を仕掛けた国が敗北する時代であり，④戦力を持たない国を侵略することができなくなった時代である．21 世紀は，まさに第九条の思想が人類の導きの星となる時代と

いえる．ここに，私たちの課題を考えるべきことの基本があると著者は主張する．（報告：Y.S.）

小沢隆一著：「平和主義，立憲主義，民主主義を侵害する日米ガイドラインと戦争法」
　憲法学の専門家が，安保法制（＝戦争法）の問題点をそれに先立つ「日米防衛協力のための指針」（ガイドライン）から論じている．このガイドラインは，実質的には，法的枠組みを踏み越えた「米国から日本に対する軍事分担拡大の要求書」であり，次のような性格を持つ．①「法からの逃避」という性格．ガイドラインは，単なる「政治的文書」であるが，国会審議に先んじて安保条約の実質的変更を方向付ける機能を担わされている．②「民主的統制の回避」という性格．「政治的文書」ということから国会や国民による議論をすり抜けている．これらのことは，憲法九条とは相容れない，「不完全な軍事同盟」としての性格をもつ日米安保体制そのものに起因していると著者はいう．「平時から緊急事態までのいかなる段階においても切れ目ない形で」日米同盟が機能するために作られた戦争法では，2015 年のガイドラインのいう「日米同盟のグローバル化」という文脈のなかで，①米軍部隊の武器等の防護のための自衛隊の武器使用，②他国軍隊に対する後方支援，③集団的自衛権行使などを認める規定を盛り込んだ．（報告：Y.M.）

（報告者：三好永作）

８．例会等の案内（開催日順）

8-1　福岡核問題研究会
　日時：2016 年 4 月 23 日（土）14:00～16:30
　場所：九州大学筑紫キャンパス総合研究棟 C-CUBE５階 511
　内容：非常事態のもとでの原子力防災体制
　報告者：吉岡　斉氏（九州大学教授，原子力市民委員会座長）

8-2　『日本の科学者』５月号 読書会
　日時：2016 年 5 月 9 日（月）14:00～17:00
　場所：ふくふくプラザ 604 室（福岡市中央区荒戸 3-3-39）
　内容：『日本の科学者』５月号＜特集＞エネルギー自立社会構築に向けて　大学はいかに地域のモデルになりうるか

8-3　北九州分会　2016 年度第 1 回例会
　日時(予定)：5 月 28 日（土）15:00～17:00
　会場(予定)：西小倉市民センター
　話題提供者：中野洋一氏（九州国際大学）
　題目：世界の原発産業と日本の原発輸出
　概要：
　　今回の講演では、第一に石油危機後の世界経済の変動と関連させながら世界の原発産業の動向を分析すると同時に問題点を明らかにする。原発が先進国に本格的に導入される契機となった二つの石油危機の意味を考察し、また、2005 年のジョージ・ブッシュ政権による原発推進と原発輸出のエネルギー政策の展開を背景に「原子力ルネサンス」が生じるが、その後の世界の原発産業の再編も分析する。第二に福島原発事故後に成立する第 2 次安倍政権によって推進される原発輸出の経過・現状・問題点についても分析する。

8-4　『日本の科学者』６月号 読書会
　日時：2016 年 6 月 13 日（月）14:00～17:00
　場所：ふくふくプラザ 604 室（福岡市中央区荒戸 3-3-39）
　内容：『日本の科学者』６月号＜特集＞「ひきこもり」研究は今